

平成15年5月16日
事務連絡

都道府県
各 指定都市 障害児（者）福祉担当者 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課生活支援係

「障害者地域生活推進特別モデル事業」の実施について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。「障害者地域生活推進特別モデル事業」については「全国障害保健福祉主管課長会議」（平成15年3月5日開催）等において説明したところですが、厚生労働省としては、本モデル事業を、平成15年度より一般財源化された「市町村障害者生活支援事業」、「障害児（者）地域療育等支援事業」を踏まえ、地域生活支援に係る取組みの質的な向上を図ることを支援する重要な役割を担う事業として位置づけております。

このため、課長会議で当初示した事業内容に、ご要望等を踏まえ各市町村が実態に即した相談支援事業に取組むことができるよう事業内容を追加することとしました。

具体的には本モデル事業に、以下の「地域生活移行モデル事業」、「地域生活支援ステップアップ事業」という2つの事業内事業を創設し、地域生活支援を推進したいと考えております。交付要綱については現在作成中ですので、まとまり次第送付いたします。

なお、本モデル事業についての担当者会議を6月2日（月）午後1時より開催する予定です。詳細については、追ってお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

また、6月下旬にヒアリングを実施することとしていますが、別紙による協議書（案）により行う予定ですので、予め準備を進めていただくとともに、市町村の指定等についても準備を進めていただくようお願いします。

I 地域生活移行モデル事業（課長会議で示した事業）

入所施設から地域生活への移行を進めるとともに、身体障害者と知的障害者について総合的に相談支援を行うという、以前の生活支援事業等とは異なる要素を含んだ市町村の取組みに対して補助する。

II 地域生活支援ステップアップ事業（今回新たに加えた事業）

地域生活支援の取組みのレベルを段階的に引き上げて（ステップアップ）、質的向上を図ろうとする市町村の取組みに対して補助する。

担当者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 生活支援係 斎藤・上田
連絡先 電 話 03-5253-1111（内線 3044）
F A X 03-3591-8914

障害者地域生活推進特別モデル事業（案）

障害者地域生活推進特別モデル事業については、以下の事業内事業により構成する。

- I 地域生活移行モデル事業（仮称）
- II 地域生活支援ステップアップ事業（仮称）

I 地域生活移行モデル事業（仮称）

事業趣旨：施設に入所している障害者の地域移行及び在宅の障害者の地域生活支援を積極的に促進するとともに、支援費制度を円滑に施行するため、都道府県（指定都市・中核市）が特定の障害保健福祉圏域の市町村を指定し、都道府県の調整のもとに指定市町村は当該圏域の関係市町村及び施設等と連携して、障害者の地域生活のため支援費対象のサービス利用等のための相談、利用援助及び住居、活動の場の確保についての支援等を総合的に行うとともに、障害者が地域で生活しやすい環境作りを推進する。

事業主体：都道府県の指定した市町村、指定都市又は中核市（以下「指定市町村等」という。）複数の市町村が共同で事業実施することも可とする。

事業内容：指定市町村等は、次の業務を行うための地域生活推進員（仮称）を設置する。

- ① 特定圏域内の関係市町村及び関係施設と連携して、入所者であって地域生活を希望する者及び地域生活の継続を希望する者（以下「地域生活希望者」という。）に対して、ケアマネジメントの手法を用いて、地域生活に向けた支援費対象サービスの利用、私的サービスの活用、地域での居住の場や就労も含めた活動の場の確保などに関する相談援助を行うこと。
- ② ①のために必要となる居宅サービス提供機関、学校、就労支援機関をはじめとする関係機関等との連絡調整を行うこと。
- ③ 施設を退所し、地域生活を始めた障害者を定期的に訪問し、生活上の諸課題についての相談に応ずること
- ④ 支援費制度におけるサービスの利用等に関する苦情の受付・相談及び関係機関との連絡調整を行うこと
- ⑤ その他事業の目的と達成するために必要な業務を行うこと

補助額：一市町村あたり補助基準額900万円
国1/2、都道府県1/4、実施市町村1/4
間接補助とする。

複数市町村が共同実施する場合には、代表となる市町村に対して補助する。

補助条件：
①一市町村二力年を原則とする。
②市町村が事業を委託する場合にあっては、定期的に委託先に報告を求めること
③二力年の事業後、地域生活支援の仕組みが、どのような契機でどのように変化したかについて報告を求める。

II 地域生活支援ステップアップ事業（仮称）

事業趣旨：地域生活支援の仕組みについては、相談体制、ケアマネジメント、市町村の関与、サービス提供体制等が段階的に発展していくことが経験的に知られている。本事業は、そのような知見を踏まえ、各地域における地域生活支援の取組みの現状に応じ、地域生活支援の仕組みを段階的に向上させるために必要な事業を支援することとし、その成果を他の市町村の取組みに反映させることにより、全国的に地域生活支援の取組みの底上げを図っていくことを目的とする。

事業主体：都道府県の指定した市町村、指定都市又は中核市（以下「指定市町村等」という。）複数の市町村が共同で事業実施することも可とする。

事業内容：指定市町村等が、地域生活支援の取組みの現状を分析した上で、別添1に掲げる各分野から指定市町村等の現状に応じた数の取組み（地域生活支援をステップアップさせるために必要と判断される取組み）を行う場合に補助する。

たとえば、別添2「地域生活支援の発展段階に係る判断基準」等に基づき、現状が第Ⅲ期にあると分析された市町村にあっては、別添1「分野別選択項目」の分野1から1項目、分野2から3項目、分野3から2項目を選択することとなる。

項目を選択する場合、既に取組み始めている項目についても、さらに取組みを深めるために選択し、実施することは可能である。（14年度と比較して全く新たに取り組まなければならないということではない）

補助額：一市町村あたり補助基準額600万円
国1/2、都道府県1/4、実施市町村1/4
間接補助とする。

複数市町村が共同実施する場合には、代表となる市町村に対して補助する。

補助条件：①一市町村二カ年を原則とする。
②市町村が事業を委託する場合にあっては、定期的に委託先に報告を求める
③二カ年の事業後、地域生活支援の仕組みが、どのような契機でどのように変化したかについて報告を求める。

分野別選択項目

	現状分析に基づく市町村の 地域生活支援の段階		
	I期又は II期	III期	IV期又は V期
[分野1：相談体制]	1つ	1つ	1つ
① 障害者のホームヘルプサービスを含む居宅サービス提供事業所と一体的に運営される相談窓口を設置する場合 (注) IV期又はV期にある市町村はこれを選ぶことはできない			
② 障害者の居宅サービスを提供していない事業所が運営する相談窓口を設置する場合であって、機能的に一体であると評価されるよう当該事業所と居宅サービスを提供する事業所が密接に共働するとき			
③ 総合的に居宅サービスを提供する事業所から相談窓口を独立させる場合			
④ 三障害について(物理的又は運営主体の法人格が)異なる相談窓口を設置する場合であつて、どの窓口でも三障害に係る基礎的な相談(専門的な相談を除く)ができる体制を整備するとき			
⑤ 一本化された三障害総合相談窓口を設置する場合			
⑥ 拠点となる相談支援事業所と基幹型在宅介護支援センター等をプランチとした相談ネットワーク体制を構築する場合(当該基幹型在宅介護支援センター等の本来事業に支障のないようすること)			
[分野2：ケアマネジメント]	1つ	3つ	4つ
① 相談支援事業を行う者が、個別の利用者の生活を支えるという視点からそのニーズに応えるため、公的サービスのみならず、私的服务の活用や医療機関、教育機関、就労支援機関等の協力などを含んだ個別の支援プランを作成する場合			
② 支援プラン作成のプロセスに当事者(当事者が困難な場合にはその家族)が参加して行うか、相談等と同じ障害を有する者が主体的に関与して行う場合			
③ 個別の支援プランの作成の過程で必要になるプラン会議を、相談支援事業を実施する法人と同一法人の職員及び行政関係者以外に、医療機関、教育機関、就労支援機関、私的服务実施者、ボランティア関係者等の参加を得て開催し、具体的に調整を行う場合(ごく			

<p>少數のケースのみ行う場合や、一般的な状況報告を行う場合を除く。)</p> <p>④ 一旦作成した支援プランについて、少なくとも6ヶ月に1回は見直しの要否を検討する場合</p> <p>⑤ ケアマネジメントに携わる職員について、そのレベルアップを図るため、定期的にケアマネジメント手法に関する研修を行う場合</p>			
[分野3：市町村の関与]	2つ	2つ	2つ
<p>① 市町村が相談援助業務を委託している場合にあっては、支援プランの作成に市町村職員が参加し、地域の実情を把握する場合 (注) IV期又はV期にある市町村はこれを選ぶことはできない</p> <p>② 市町村が障害者に係る台帳を整備し、サービスの利用状況の有無をはじめとして支援の状況を把握する場合</p> <p>③ 実情のわからない障害者について、関係機関が分担して訪問などにより実態調査するなど、管轄内の障害者の実態を可能な限り網羅的に把握する場合</p> <p>④ 地域の関係者（当事者、家族、公的サービス事業所、私的服务提供者、医療機関、教育機関、就労支援機関、行政等）の参加により、新たな公私のサービスの必要性の検討など地域生活支援システムを創り出すための連絡調整会議を開催する場合</p> <p>⑤ 地域のニーズを踏まえ、新たなサービスを実験的に実施するため、地域生活支援に関わる社会福祉法人、NPO等に対して、他の地域における同種のサービスの実施状況等に関する情報提供、助成等の支援を行う場合</p> <p>⑥ 複数の市町村が、障害保健福祉圏域など圏域で共同してこのモデル事業に取り組む場合</p>			

(注) 本事業の趣旨に合致する市町村の取組みであって上記の項目に合致しないが同程度の水準を有すると考えられるものがある場合には、個別に協議の上、上記の項目に振り替えて実施することもできるとする。

1 基本的な考え方

- 地域生活支援の発展段階は、障害者が地域で生活し続けるための社会的な支援の状態について、「行政（市町村、都道府県）、当事者、当事者団体、支援団体、相談援助機関、居宅支援事業者、私的サービス提供者、医療機関、教育機関、就労支援機関等関係者（以下「地域生活支援関係者」という。）が密なネットワークをつくり、個別の障害者の自立支援や、地域の社会資源の状況、サービスのあり方などについて、共働して、課題を発見し、対応を協議し、解決策を見つけることができる仕組み、関係者の信頼関係、協力関係がある状態」を当面の目標として、先進事例等を踏まえ、便宜上、五つの段階をモデルとして設定したものである。
- この五つの段階は、現実にはすべて連続しており、また、第Ⅴ期が最終的な理想型ということでは必ずしもないが、現時点においては、第Ⅴ期に到達している地域は多くないと考えている。

2 判断の仕方

- 「発展段階」は、平成15年度事業においては、平成14年度までの状態（支援費制度施行前の状態）で判断をする。
- 発展段階に係る判断は市町村が自ら行うものとするが、現状認識を共有する観点から、地域生活支援関係者の意見を聞いた上で行なうことが望ましい。
- 複数の市町村が共同してモデル事業を実施する場合にあっては、当該複数の市町村の平均的な状態を基本として協議して判断するものとするが、先行する市町村の段階から著しく乖離しないように留意すること。
- 具体的には別紙の基準に沿って総合的に判断する。相談体制、ケアマネジメント、市町村の関与、サービス提供体制について段階が区々になることが想定されるが、状態像としての「概況」を基本として、別添参考1の「地域支援システム発展モデル」の図も参考にしながら、総合的に判断する。
 - (例1) 大規模な市においては、行政区ごとに状況が相当異なることが想定されるが、このような場合には、本モデル事業の実施を想定する行政区の状況により判断する。
 - (例2) ある程度サービス提供体制が整った市町村において、相談体制の項目やケアマネジメントの項目が相当進んでいる（たとえば第Ⅳ期）が、市町村が事業所等に委ねてしまいサービス連絡調整会議を開催しないなど市町村の関与が希薄である（たとえば第Ⅱ期）というような場合がある。この場合には、関係者間で十分ネットワークづくりができる点に着目して、概ね一段階下げるものとする（例示で言えば第Ⅲ期とする）。
 - (例3) 小規模な市町村においては、障害者の人数が少ないとことなどにより、保健師等により実態把握はきちんとできている（市町村の関与は第Ⅳ期程度）が、サービスそのものがほとんどない（サービス提供体制は第Ⅰ期）といった極端な差が生じる場合がある。この場合には、隣接する市町村における利用可能なサービスの有無により判断するものとするが、そのようなサービスがない場合には、具体的にはニーズに応えられていない点に着目して、おおむね第Ⅱ期とする。
- 福祉事務所を有しない町村にあっては、身体障害者に係る地域生活支援の状態を中心に判断する。

	概況	相談体制	ケアマネジメント	市町村の関与	サービス提供体制
第Ⅰ期	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が「市町村障害者生活支援事業」又はこれに類する独自事業（以下「相談支援事業」という。）を行っておらず、かつ居宅サービスの供給量が絶対的に不足している状態。 障害者及びその家族（以下「障害者等」という。）のニーズの把握が極めて不十分な状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を行っていない。 住民からみると専門的な相談窓口が明らかでなく、とりあえず市町村の窓口に相談に行く状態。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かについての分析や、サービス調整等は行われていない。 居宅サービスが提供されている場合であっても、多くの場合、単一のサービスが提供されている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村は事実上相談に来た住民にだけ対応している。 たとえば事業者との定期・不定期の会議がないなど地域生活支援関係者と没交渉な状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 事実上、入所施設の実施する短期入所程度しか居宅サービスがない状態。 居宅サービスの供給量は絶対的に不足している。
第Ⅱ期	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅰ期と比較して、個別の在宅の障害者等のニーズを相談等により受け止めるところがでてきているが、居宅サービスの供給量は絶対的に不足しておりニーズに十分には応えられない状態。 居宅サービスを利用している障害者は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を実施しているか否かに関わらず、障害者の入所・通所施設や当事者団体・支援団体等が、事実上相談を受け始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> どのような支援が必要かについての分析や、サービス調整等はほとんど行われていない。 同一事業所から複数のサービスが提供され始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等のニーズの把握は事業者や団体が中心となっている。 市町村とそれらの事業所等との連絡会議等はあっても形式的な内容にとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護、デイサービスや当事者団体・支援団体の私的服务が提供され始めている。 居宅サービスの供給量は絶対的に不足している。
第Ⅲ期	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅱ期と比較して、相談等を通じて在宅の障害者等のある程度まとまったニーズが明らかになってきて、これに応えるために公私のサービスが増え始めているほか、市町村と地域生活支援関係者とのやりとりが増え、本格的な連携も出始めている状態。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が相談支援事業を実施するとともに、ホームヘルプサービスをはじめとする居宅サービスも実施し、相談等を通じて明らかになってきた在宅の障害者等のニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースに対応するための複数の関係者が集まるプラン会議は開催されておらず、相談を受けた事業所等が有するサービスを組み合わせた支援プランが作成さ 	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースについて、相談支援事業を実施する事業者等と市町村が適宜相互に相談や調整をしている。 市町村も個別のプラン会議に参加するなど、連携が行われる 	<ul style="list-style-type: none"> 公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等は増えている。 居宅サービスの供給量は十分ではない。

	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業や居宅サービスを実際に利用している者は、市町村管内の障害者等の事実上一部に限られており、全体像の把握が課題となっている状態。 	<p>ズに応えようとしている。</p>	<p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一事業所から複数のサービスが組み合わされて提供されているが、相談を受けた事業所等以外の事業所等に対してサービス提供依頼が始まっている。 	<p>れ始めている。</p>	
第Ⅳ期	<ul style="list-style-type: none"> 第Ⅲ期と比較して、市町村と事業所や団体との連携が強くなってきて、個別のケースについてケアマネジメント手法によりニーズへの対応が相当程度なされている状態。 地域全体のニーズに対応するため、必要なサービスの種類や内容等に関するサービス連絡調整会議が開催されている状態。 相談支援事業や居宅サービスを実際に利用している者が市町村管内の障害者等の相当部分に及ぶか、市町村管内の障害者等の実態について網羅的に把握する取組みが始まっている状態。 	<p>市町村が相談支援事業を実施するとともに、在宅の障害者等の相談とニーズを確実に受け止められるようになってきている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個別のケースについて、相談支援事業を実施する法人、市町村及び当該法人以外の関係者（医療機関、教育機関、就労支援機関、ボランティア関係者等）が入ったプラン会議が開催され、定期的にモニタリングが行われるなど、ケアマネジメント手法による対応が行われている。 プラン会議に参加した複数の事業所等からサービスが提供されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 個別ケースについて、必要に応じて市町村が確実に関与する体制ができる。 市町村と管内の関係者の連携が密になってきて、地域生活支援関係者によるサービス連絡調整会議が開催され、そのような中から新たな公私の居宅サービスが生まれ始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等がいっそう増えている。 ニーズに相当程度応えられるようになってきている。

第V期

	<ul style="list-style-type: none">第IV期と比較して、それまでの個別ケースへの対応を基礎として、管内の障害者全体への対応が強まるとともに、障害者等のエンパワメントや権利擁護の視点がさらに強まっている状態。	<ul style="list-style-type: none">市町村が相談支援事業を実施するとともに、在宅の障害者等の相談とニーズを確実に受け止められるようになってきている。相談支援事業が、居宅サービス事業所から分離独立するようになる。	<ul style="list-style-type: none">同上	<ul style="list-style-type: none">市町村が関係者と連携して、障害者等の実態を網羅的に把握する取組みが進んでいる。その実態に基づき計画的にサービスが整備される体制や、関係者のサポート及び協力体制が整備される。	<ul style="list-style-type: none">公私の居宅サービスの種類又は公私の居宅サービスを提供する事業所等は基本的に揃っている。ニーズに確実に応えられるようになってきており、サービスが計画的に整備されている。
--	---	--	--	---	--